

UNS戦略プログラムIIにおける研究開発分野及び研究開発課題

資料2

| 研究開発分野               | 課題番号 | 研究開発課題                 | 資料1におけるロードマップ |
|----------------------|------|------------------------|---------------|
| 1 ネットワーク基盤           | 1-1  | 次世代バックボーン技術            | 図3-4-1-2      |
|                      | 1-2  | 次世代IPネットワーク技術          | 図3-4-1-3      |
|                      | 1-3  | 新世代ネットワーク技術            | 図3-4-1-4      |
|                      | 1-4  | フォトニックネットワーク技術         | 図3-4-1-5~6    |
| 2 ユビキタスマビリティ         | 2-1  | 電波資源の開発技術              | 図3-4-2-2      |
|                      | 2-2  | 高度道路交通システム（ITS）技術      | 図3-4-2-3      |
|                      | 2-3  | 次世代移動通信システム技術          | 図3-4-2-4      |
|                      | 2-4  | 異種ネットワークシームレス技術        | 図3-4-2-5      |
|                      | 2-5  | 新世代衛星通信システム技術          | 図3-4-2-6      |
| 3 新ICTパラダイム創出        | 3-1  | 量子情報通信技術               | 図3-4-3-2      |
|                      | 3-2  | ナノ・バイオICTネットワーク技術      | 図3-4-3-3~6    |
|                      | 3-3  | テラヘルツ技術                | 図3-4-3-6      |
|                      | 3-4  | 脳情報インターフェース技術          | 図3-4-3-7      |
| 4 ユビキタスプラットフォーム      | 4-1  | ユビキタスサービスプラットフォーム技術    | 図3-4-4-2      |
|                      | 4-2  | 個人認証・課金システム技術          | 図3-4-4-3      |
|                      | 4-3  | ユビキタス端末技術              | 図3-4-4-4      |
|                      | 4-4  | 著作権管理（DRM）基盤技術         | 図3-4-4-5      |
|                      | 4-5  | 空間情報基盤技術               | 図3-4-4-6      |
| 5 セキュアネットワーク         | 5-1  | 非常時衛星・地上通信技術           | 図3-4-5-2      |
|                      | 5-2  | ネットワーク運用管理技術           | 図3-4-5-3      |
|                      | 5-3  | 悪意ある通信遮断技術             | 図3-4-5-4      |
|                      | 5-4  | 成りすまし防止技術              | 図3-4-5-4      |
|                      | 5-5  | 次世代暗号技術                | 図3-4-5-5~6    |
|                      | 5-6  | 情報漏えい防止技術              | 図3-4-5-7      |
| 6 センシング・ユビキタス時空基盤    | 6-1  | 環境センシング技術              | 図3-4-6-2      |
|                      | 6-2  | 電波伝搬監視・予測技術            | 図3-4-6-3      |
|                      | 6-3  | 高精度衛星測位基盤技術            | 図3-4-6-3      |
|                      | 6-4  | 高精度時刻・周波数標準技術          | 図3-4-6-4      |
|                      | 6-5  | 電磁環境保護技術               | 図3-4-6-5      |
| 7 ユビキタス&ユニバーサルタウン    | 7-1  | ネットワークロボット技術           | 図3-4-7-2      |
|                      | 7-2  | ホームネットワーク技術            | 図3-4-7-3~7    |
| 8 高度コンテンツ創造・分析・流通    | 8-1  | コンテンツ信頼性分析技術           | 図3-4-8-2      |
|                      | 8-2  | 知識情報基盤技術               | 図3-4-8-3      |
|                      | 8-3  | コンテンツ収集・利活用技術          | 図3-4-8-4~5    |
| 9 スーパーコミュニケーション      | 9-1  | テキスト翻訳技術               | 図3-4-9-2      |
|                      | 9-2  | 音声翻訳技術                 | 図3-4-9-3~4    |
|                      | 9-3  | 利用者適用型コミュニケーション技術      | 図3-4-9-5      |
|                      | 9-4  | ネットワークコミュニティ形成支援技術     | 図3-4-9-5      |
| 10 超臨場感コミュニケーション     | 10-1 | 超高精細映像技術               | 図3-4-10-2     |
|                      | 10-2 | 立体映像技術                 | 図3-4-10-3~4   |
|                      | 10-3 | 立体音響技術                 | 図3-4-10-5     |
|                      | 10-4 | 五感情報伝達技術               | 図3-4-10-6~7   |
|                      | 10-5 | 感性情報認知・伝達技術            | 図3-4-10-8     |
| 11 地球環境保全（地球温暖化対策技術） | 11-1 | エコ物流・安全交通システム          | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-2 | 高度生産・購買・流通システム         | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-3 | エコエネルギーマネージメントシステム     | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-4 | テレリアリティシステム            | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-5 | 省資源システム                | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-6 | ICT機器・ネットワーク自体の省エネルギー化 | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-7 | 環境情報の流通・分析・判断・制御       | 図3-4-11-2     |
|                      | 11-8 | 環境情報の計測                | 図3-4-11-2     |

## 参考：労務費標準単価表（平成22年4月1日から適版）

| 人件費標準単価表                   |        |                        |        |                         |              |                 |            |           |   |           |
|----------------------------|--------|------------------------|--------|-------------------------|--------------|-----------------|------------|-----------|---|-----------|
| 健保等級適用者                    |        |                        |        |                         | 健保等級が適用されない者 |                 |            |           |   |           |
| なし又は年4回以上<br>法定福利費<br>加算あり |        | 賞与回数<br>法定福利費<br>加算の有無 |        | 年1回～3回<br>法定福利費<br>加算あり |              | ※法定福利費は原則加算しません |            |           |   |           |
| 加算なし                       |        |                        |        | 加算なし                    |              |                 |            |           |   |           |
| ①                          | ②      | 区分                     | ③      | ④                       | 年額範囲         |                 | 月額範囲       |           |   |           |
| [円/時間]                     | [円/時間] |                        | 健保等級   | [円/時間]                  | [円/時間]       | 以上～未満           | 以上～未満      |           |   |           |
| 410                        | 350    | 1                      | 550    | 460                     | 839,520      | ～               | 997,920    | 69,960    | ～ | 83,160    |
| 480                        | 410    | 2                      | 630    | 540                     | 997,920      | ～               | 1,156,320  | 83,160    | ～ | 96,360    |
| 540                        | 470    | 3                      | 710    | 620                     | 1,156,320    | ～               | 1,314,720  | 96,360    | ～ | 109,560   |
| 600                        | 530    | 4                      | 800    | 700                     | 1,314,720    | ～               | 1,473,120  | 109,560   | ～ | 122,760   |
| 670                        | 590    | 5                      | 880    | 780                     | 1,473,120    | ～               | 1,599,840  | 122,760   | ～ | 133,320   |
| 710                        | 630    | 6                      | 940    | 830                     | 1,599,840    | ～               | 1,694,880  | 133,320   | ～ | 141,240   |
| 750                        | 660    | 7                      | 990    | 880                     | 1,694,880    | ～               | 1,805,760  | 141,240   | ～ | 150,480   |
| 810                        | 710    | 8                      | 1,060  | 940                     | 1,805,760    | ～               | 1,932,480  | 150,480   | ～ | 161,040   |
| 860                        | 760    | 9                      | 1,140  | 1,000                   | 1,932,480    | ～               | 2,059,200  | 161,040   | ～ | 171,600   |
| 920                        | 810    | 10                     | 1,210  | 1,070                   | 2,059,200    | ～               | 2,185,920  | 171,600   | ～ | 182,160   |
| 970                        | 860    | 11                     | 1,280  | 1,130                   | 2,185,920    | ～               | 2,312,640  | 182,160   | ～ | 192,720   |
| 1,030                      | 910    | 12                     | 1,360  | 1,200                   | 2,312,640    | ～               | 2,455,200  | 192,720   | ～ | 204,600   |
| 1,090                      | 970    | 13                     | 1,450  | 1,280                   | 2,455,200    | ～               | 2,613,600  | 204,600   | ～ | 217,800   |
| 1,160                      | 1,030  | 14                     | 1,540  | 1,360                   | 2,613,600    | ～               | 2,772,000  | 217,800   | ～ | 231,000   |
| 1,230                      | 1,090  | 15                     | 1,630  | 1,440                   | 2,772,000    | ～               | 2,930,400  | 231,000   | ～ | 244,200   |
| 1,300                      | 1,150  | 16                     | 1,720  | 1,520                   | 2,930,400    | ～               | 3,088,800  | 244,200   | ～ | 257,400   |
| 1,370                      | 1,210  | 17                     | 1,810  | 1,600                   | 3,088,800    | ～               | 3,326,400  | 257,400   | ～ | 277,200   |
| 1,510                      | 1,330  | 18                     | 1,990  | 1,760                   | 3,326,400    | ～               | 3,643,200  | 277,200   | ～ | 303,600   |
| 1,640                      | 1,450  | 19                     | 2,170  | 1,920                   | 3,643,200    | ～               | 3,960,000  | 303,600   | ～ | 330,000   |
| 1,780                      | 1,570  | 20                     | 2,350  | 2,080                   | 3,960,000    | ～               | 4,276,800  | 330,000   | ～ | 356,400   |
| 1,920                      | 1,700  | 21                     | 2,530  | 2,240                   | 4,276,800    | ～               | 4,593,600  | 356,400   | ～ | 382,800   |
| 2,060                      | 1,820  | 22                     | 2,720  | 2,400                   | 4,593,600    | ～               | 4,910,400  | 382,800   | ～ | 409,200   |
| 2,190                      | 1,940  | 23                     | 2,900  | 2,560                   | 4,910,400    | ～               | 5,227,200  | 409,200   | ～ | 435,600   |
| 2,330                      | 2,060  | 24                     | 3,080  | 2,720                   | 5,227,200    | ～               | 5,544,000  | 435,600   | ～ | 462,000   |
| 2,470                      | 2,180  | 25                     | 3,260  | 2,880                   | 5,544,000    | ～               | 5,860,800  | 462,000   | ～ | 488,400   |
| 2,610                      | 2,300  | 26                     | 3,440  | 3,040                   | 5,860,800    | ～               | 6,256,800  | 488,400   | ～ | 521,400   |
| 2,810                      | 2,480  | 27                     | 3,710  | 3,280                   | 6,256,800    | ～               | 6,732,000  | 521,400   | ～ | 561,000   |
| 3,020                      | 2,670  | 28                     | 3,990  | 3,520                   | 6,732,000    | ～               | 7,207,200  | 561,000   | ～ | 600,600   |
| 3,230                      | 2,850  | 29                     | 4,260  | 3,760                   | 7,207,200    | ～               | 7,682,400  | 600,600   | ～ | 640,200   |
| 3,430                      | 3,030  | 30                     | 4,530  | 4,000                   | 7,682,400    | ～               | 8,157,600  | 640,200   | ～ | 679,800   |
| 3,640                      | 3,210  | 31                     | 4,800  | 4,240                   | 8,157,600    | ～               | 8,632,800  | 679,800   | ～ | 719,400   |
| 3,840                      | 3,400  | 32                     | 5,080  | 4,480                   | 8,632,800    | ～               | 9,108,000  | 719,400   | ～ | 759,000   |
| 4,050                      | 3,580  | 33                     | 5,350  | 4,720                   | 9,108,000    | ～               | 9,583,200  | 759,000   | ～ | 798,600   |
| 4,260                      | 3,760  | 34                     | 5,620  | 4,960                   | 9,583,200    | ～               | 10,058,400 | 798,600   | ～ | 838,200   |
| 4,450                      | 3,940  | 35                     | 5,870  | 5,200                   | 10,058,400   | ～               | 10,533,600 | 838,200   | ～ | 877,800   |
| 4,640                      | 4,120  | 36                     | 6,130  | 5,440                   | 10,533,600   | ～               | 11,008,800 | 877,800   | ～ | 917,400   |
| 4,830                      | 4,310  | 37                     | 6,380  | 5,690                   | 11,008,800   | ～               | 11,563,200 | 917,400   | ～ | 963,600   |
| 5,090                      | 4,550  | 38                     | 6,720  | 6,010                   | 11,563,200   | ～               | 12,196,800 | 963,600   | ～ | 1,016,400 |
| 5,340                      | 4,790  | 39                     | 7,050  | 6,330                   | 12,196,800   | ～               | 12,830,400 | 1,016,400 | ～ | 1,069,200 |
| 5,600                      | 5,030  | 40                     | 7,390  | 6,650                   | 12,830,400   | ～               | 13,543,200 | 1,069,200 | ～ | 1,128,600 |
| 5,920                      | 5,340  | 41                     | 7,810  | 7,050                   | 13,543,200   | ～               | 14,335,200 | 1,128,600 | ～ | 1,194,600 |
| 6,240                      | 5,640  | 42                     | 8,240  | 7,450                   | 14,335,200   | ～               | 15,127,200 | 1,194,600 | ～ | 1,260,600 |
| 6,560                      | 5,950  | 43                     | 8,660  | 7,850                   | 15,127,200   | ～               | 15,919,200 | 1,260,600 | ～ | 1,326,600 |
| 6,880                      | 6,250  | 44                     | 9,080  | 8,250                   | 15,919,200   | ～               | 16,711,200 | 1,326,600 | ～ | 1,392,600 |
| 7,260                      | 6,610  | 45                     | 9,590  | 8,730                   | 16,711,200   | ～               | 17,661,600 | 1,392,600 | ～ | 1,471,800 |
| 7,650                      | 6,980  | 46                     | 10,090 | 9,210                   | 17,661,600   | ～               | 18,612,000 | 1,471,800 | ～ | 1,551,000 |
| 8,030                      | 7,340  | 47                     | 10,600 | 9,690                   | 18,612,000   | ～               | 19,404,000 | 1,551,000 | ～ | 1,617,000 |

**研究開発経費について（概要）**

- ※ 各年度の研究予算計画書（提案書の様式 4）の作成にあたっては、委託契約経理処理解説（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/scope/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/)にて最新版を参照のこと）に基づいて研究費の積算を行ってください。

## 競争的資金の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日

(平成18年11月14日改正)

(平成19年12月14日改正)

(平成21年3月27日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

## 1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

## 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

## (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合  
○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

## （２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属研究機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

## 3.不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（１）不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不

正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合がありますとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合がありますとし、その旨を公募要領上明記する。

#### 4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合がありますとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

#### 5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の経路を経た上で、平成 17 年 9 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
- なお、平成 17 年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の経路を経た上で、平成 18 年 11 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
- なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (4) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された研究者の番号及び応募制限期間については、関係府省の配分機関管理者が共通システムに登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。
- (5) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。
- (6) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

## 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

平成17年3月23日改正

平成21年3月27日改正

## 1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

## 2. 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

## 3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

## 4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

## 5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

## 6. 間接経費の用途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な用途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

## 7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

## 8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

## 9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

### 間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

#### ○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費  
など

#### ○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費  
など

#### ○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費  
など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

| 被配分機関の種類               | 資金提供の形態   |  |   |   |
|------------------------|---|--|---|---|
|                        | 委託費<br>(政府出資金等)   | 個人補助金<br>(国庫補助金)   | 機関補助金<br>(国庫補助金)  | 予算の移替え<br>(国研所管省庁一般会計)  |
| 国立大学、大学共同利用機関等         | 国から被配分機関に配分<br><br>※出資金事業等、地球環境研究総合推進費、振興調整費              | 研究者から所属機関に納付<br><br>※科研費等                                    | 国から被配分機関に配分<br><br>※振興調整費                                       |   |
| 国立試験研究機関等国の機関          | 年度途中における予定外の受託が出来ないため、その際は配分不可能                           | 研究者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目が無いため配分不可能                        |   | 競争的資金の所管府省から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費等として配分<br><br>※振興調整費、地球環境研究総合推進費 |
| 独立行政法人                 | 委託者から受託者に配分<br><br>※出資金事業、振興調整費等                          | 研究者から所属機関に納付<br><br>※科研費等                                    | 国から被配分機関に配分<br><br>※振興調整費                                       |   |
| 公立大学、公設試験研究機関          | 委託者から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行)<br><br>※出資金事業、振興調整費等 | 研究者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行)<br><br>※科研費等 | 国から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行)<br>国から被配分機関に配分<br><br>※振興調整費 |   |
| 特殊法人、公益法人<br>民間企業、私立大学 | 委託者から受託者に配分<br><br>※出資金事業、振興調整費等                          | 研究者から所属機関に納付<br><br>※科研費等                                    | 国から被配分機関に配分<br><br>※振興調整費等                                      |   |

\* 留意点：配分機関により、運用は異なることがある(民間企業の取り扱い等)。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書 (平成〇〇年度)

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位：千円)

| (収入)                 |          |               |
|----------------------|----------|---------------|
| 競争的資金の種類             | 間接経費の納入額 | 備考            |
| 〇〇研究費補助金             | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| 〇〇制度                 | 〇, 〇〇〇   |               |
| 合 計                  | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| (支出)                 |          |               |
| 経費の項目                | 執行額      | 備考 (具体的な使用内容) |
| 1. 管理部門に係る経費         |          |               |
| ①人件費                 | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| ②物件費                 | 〇, 〇〇〇   |               |
| ③施設整備関連経費            | 〇, 〇〇〇   |               |
| ④その他                 |          |               |
| 2. 研究部門に係る経費         |          |               |
| ①人件費                 | 〇, 〇〇〇   |               |
| ②物件費                 | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| ③施設整備関連経費            | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| ④その他                 |          |               |
| 3. その他の関連する事業部門に係る経費 |          |               |
| ①人件費                 | 〇, 〇〇〇   |               |
| ②物件費                 | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| ③施設整備関連経費            | 〇〇, 〇〇〇  |               |
| ① の他                 |          |               |
| 合 計                  | 〇〇, 〇〇〇  |               |

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。  
(間接経費の充当の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）への応募について 《平成 22 年度新規公募用》

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

### 2 e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先について

e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先は、下記のとおりです。問い合わせにあたっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

- ・情報提供サイト： e-Rad ポータルサイト <http://e-rad.go.jp/>
- ・e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先：
  - e-Rad ヘルプデスク
  - TEL 0120-066-877
  - 受付時間 9:30～17:30
  - ※土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

### 3 e-Rad による応募の流れについて

本資料の最後に掲げた図「e-Radを用いた戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）への提案フロー」も併せてご覧ください。

#### **(1) 研究機関の登録及び電子証明書の手入 <研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関による作業>**

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関を、応募時までにシステム運用担当に申請し、登録する必要があります。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

e-Rad にログインして各種作業を行うパソコンには、e-Rad の電子証明書がインポートされている必要がありますので、研究機関の登録と併せて、必要な台数分の電子証明書を手入する申請も行ってください。

研究機関の登録方法についての詳細は、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続き完了までには1～2 週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをしてください。

#### **(2) 研究者情報の登録<研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関の事務代表者による作業>**

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、電子証明書をインポートしたパソコンでe-Rad にログインし、SCOPEに応募する研究代表者又は研究分担者に関する研究者情報を登録してください。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場

合は再度登録する必要はありません。ログインID とパスワードは、各研究機関の事務代表者から配布されます。

研究者情報の登録方法についての詳細はe-Rad ポータルサイトを参照してください。

### (3) 応募する前の準備作業 <研究代表者が行う作業>

まず、本制度のホームページから、応募要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/scope/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/)

次に、提案書作成要領に従って提案書を完成させてください。なお、提案書に記載する内容にはe-Rad で入力する応募情報も含まれているので、先に提案書を完成させておくことで、下記(4)の作業が効率的に行えます。

### (4) 応募情報の入力と提出 <研究代表者が行う作業>

研究代表者は、電子証明書をインポートしたパソコンでe-Rad にログインし、本制度への応募情報を入力し、提出してください。応募情報の入力の際には、下記「4 応募情報の入力要領」を参考にしてください。なお、研究代表者が提出された応募情報は、下記(5)によって研究代表者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、総務省へは提出されません。

### (5) 応募情報の承認 <研究代表者所属研究機関の事務代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者は、e-Rad にログインして応募情報の内容を確認した上で、「承認」、「修正依頼」又は「却下」を選択して確定してください。なお、承認する際には、研究代表者が作成した提案書（上記(3)で作成された書類）に不備がないことも確認してください。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が承認すると、e-Radの「受付状況一覧画面」における応募情報の状態が「配分機関受付中」になります。なお、応募締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

### (6) 提案書の提出 <研究代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者によるe-Radでの承認を受けた後、研究代表者の所属研究機関の所在地を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下、「総合通信局等」という。）へ、電子メール、送付又は直接の持ち込みにより提案書を提出してください。提案書の提出方法については、本書の「8 提案の手続」をご覧ください。

提案書は、応募期間内に総合通信局等に到着するよう、余裕をもって発送していただきますようお願いいたします。応募期限（5月10日17:00）以降に到着した提案書は無効となり、e-Rad で入力した応募情報も無効となります。

### (7) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Radの「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から1ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。

#### (8) 採択・不採択の確認

応募課題の採択・不採択の結果は文書及び電子メールで提案者に通知しますが、平成22年7月30日以降はe-Radの「受付状況一覧画面」でも確認できる予定です。

#### 4 応募情報の入力要領

e-Radを用いた本制度への応募情報登録(上記3の(4)で行う作業です。)において、注意すべき事項を以下に示します。なお、ここで掲げた項目等は、本提案要領を作成した時点のものです。公募にあたって、一部改定される場合があります。

##### >>>>応募情報登録【研究共通情報の入力】

| 項目      | 入力内容   |
|---------|--|
| 年度      | 2010年度《入力済み》   |
| 配分機関名   | 総務省《入力済み》  |
| 制度名     | 戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)《入力済み》   |
| 事業名     | 《提案する事業名であって、以下のいずれかが入力済み》<br>ICTイノベーション創出型研究開発<br>若手ICT研究者育成型研究開発<br>地域ICT振興型研究開発   |
| 新規継続区分  | 新規《入力済み》   |
| 課題ID    | ※入力不要。   |
| 研究開発課題名 | ※提案書(様式1)の「研究開発課題名」を転記。  |
| 研究種別    | 《入力済み》※プログラムにより異なる。  |
| 研究期間    | (開始)2010年度～(終了予定)※終了予定年度を半角数字で入力。  |
| 主分野     | ※「一覧」のリストから選択。   |
| 副分野     | ※「一覧」のリストから選択。   |
| 研究キーワード | ※「一覧」のリストから選択。「一覧」のリストに適切な用語がない場合は、(コード)999を入力して、その右欄に適当な用語を入力する。その際、可能な限り、電子情報通信学会の「専門分野分類表」( <a href="http://www.ieice.org/jpn/shiori/furoku_h.html">http://www.ieice.org/jpn/shiori/furoku_h.html</a> )から選択。<br>※提案書(様式1)の「研究キーワード」と同一の用語となるよう、整合をとること。 |
| 研究目的    | ※提案書(様式1)の「研究開発の目的」を転記。  |
| 研究概要    | ※提案書(様式1)の「研究開発の概要」を転記。  |

>>>>応募情報登録【研究個別情報の入力】

| 項目                         | 入力内容  |
|----------------------------|---|
| 研究代表者の所属研究機関の所在地都道府県名      | ※プルダウンメニューから、該当する都道府県名を選択。                          |
| 研究代表者の所属研究機関の区分            | ※プルダウンメニューから、区分を選択。                                 |
| 研究代表者の連絡先電話番号              | ※市外局番から半角で入力。（例：0000-00-0000）                       |
| UNS戦略プログラム I I における研究開発課題名 | ※プルダウンメニューから、主たる課題名を選択。                             |
| 提案する領域                     | ※ICTイノベーション創出型研究開発のみの項目。<br>※プルダウンメニューから、提案する領域を選択。 |
| 提案区分                       | ※若手ICT研究者育成型研究開発のみの項目。<br>※プルダウンメニューから、提案する区分を選択。   |

>>>>応募情報登録【応募時予算額の入力】

| 項目       | 入力内容  |
|----------|---|
| 直接経費（千円） | ※提案書（様式1）の「研究費」における内訳に記載した各年度の <b>研究費（税込み）を転記（千円単位）</b> 。<br>※各年度の研究費を入力後、「計算」ボタンをクリックすることで小計と合計が自動的に入力される。 |

>>>>応募情報登録【研究組織情報の入力】

| 項目    | 入力内容  |
|-------|---|
| 研究代表者 | ※「1. 専門分野」：適切な分野名を入力。<br>※「3. 役割分担」：入力不要。<br>※「直接経費」：上記【応募時予算額の入力】にて入力した <b>平成22年度の研究費（税込み）のうち、研究代表者に配分される研究費（税込み）を記入（千円単位）</b> 。<br>※「エフォート」：提案書（様式1）の「研究代表者」に記載した数値（%：少数第一位を切り捨て）を転記。   |
| 研究分担者 | ※研究分担者がいる場合、「追加」ボタンをクリックして行を追加。<br>※研究分担者全員について、情報を入力。<br>※「1. 専門分野」：適切な分野名を入力。<br>※「3. 役割分担」：入力不要。<br>※「直接経費」：上記【応募時予算額の入力】にて入力した <b>平成22年度の研究費（税込み）のうち、当該研究分担者に配分される研究費（税込み）を記入（千円単位）</b> 。<br>※「エフォート」：提案書（様式1）の「研究分担者」に記載した当該研究分担者の数値（%：少数第一位を切り捨て）を転記。 |

## >>>>応募情報登録【応募・受入状況】

| 項 目                 | 入力内容  |
|---------------------|---|
| 研究代表者の他の<br>応募・受入状況 | ※研究代表者について、 <b>現在応募している他の制度や事業</b> の情報及び<br><b>過去に採択され平成22年度も実施予定</b> の研究課題の情報を入力。<br>※入力対象とする制度や事業は、e-Rad で対象としている制度や事業<br>( <a href="http://www.e-rad.go.jp/jigyolist/">http://www.e-rad.go.jp/jigyolist/</a> に記載)。<br>※研究代表者の情報を記した提案書(様式6)の「エフォート」にお<br>ける「③他の競争的資金制度による研究開発」に記載した情報のうち、<br>該当する項目を転記。<br>※「課題ID」以外は入力が必須。<br>※入力する情報がない場合は、「削除」ボタンをクリックして、当該<br>事項を削除。 |

## 5 e-Rad の使用にあたっての留意事項

### (1) e-Rad の利用可能時間帯

(月～金曜日) 6時～翌日2時

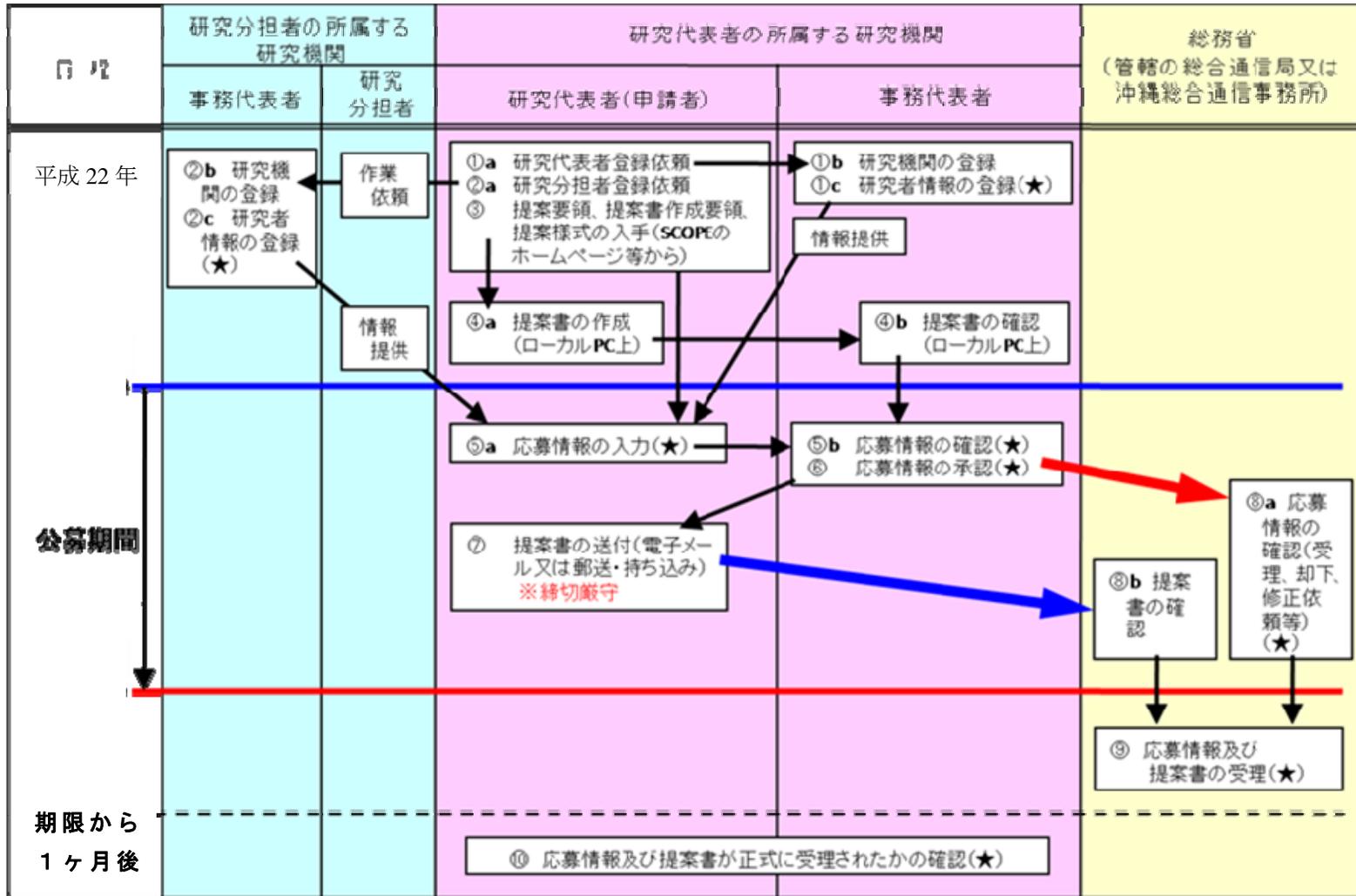
(土・日曜日) 12時～翌日2時

なお、国民の祝日も、上記時間帯はサービスを行います。ただし、上記サービス  
 時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があり  
 ます。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

### (2) 個人情報の取り扱い

応募情報に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他省  
 庁等が所管する研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの  
 電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供も  
 含む)する他、e-Rad を経由して「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供し  
 ます

図 e-Rad を用いた戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) への提案



★: e-Radを使って処理する事項